

(2)令和6年度 実施内容

- ◆ **全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取組
（「施工時期の平準化」に向けた取組）**
- ◆ **適切な工期設定（週休2日の取組・統一的な現場閉所）**
- ◆ **発注見通し統合の活用推進（中長期・業務委託）**

令和6年度のスケジュール



令和6年度 活動計画と活動結果(1)

①全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取り組み(施工時期の平準化)

活動計画

◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施

- ・ 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- ・ 令和6年度は、概ね人口3～5万人、人口～3万人の自治体を対象として訪問予定(継続)。

活動結果

□ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施(全9市町)

- ・ 新潟県:人口3～5万人の自治体訪問完了。人口～3万人の自治体訪問に着手。
- ・ 富山県:人口～3万人の自治体を訪問(継続)
- ・ 石川県:人口3～5万人の自治体訪問完了。人口～3万人の自治体を訪問(継続)。

□ 「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進

- ・ キャラバンの他、県部会、WGを通じて平準化の取組「さしすせそ」にかかる具体例を提示。
- ・ 平準化の取組「さしすせそ」は地域の実情に応じて実施されていることを確認。

令和6年度 活動計画と活動結果(2)

②適切な工期設定

活動計画

◆ 週休2日工事の浸透・定着

- ・ 週休2日工事への取り組み状況は、実施の有無から**実施割合(週休2日対象工事件数/全工事件数)**へ**変更して調査**を実施(令和5年度実績より)。
- ・ 地域独自指標の変更(または追加)として実施し、目標値は「R6実績:1.00」とする。

◆ 「統一的な現場閉所」(第7弾)による週休2日の促進

- ・ **年間を通じて毎週土曜日・日曜日を対象**(現場条件等から実施が困難な場合は「4週8休」を確保)。

活動結果

◆ 週休2日工事の浸透・定着

- ・ 週休2日工事の取り組み状況:
実施割合(週休2日対象工事件数/全工事件数)は、**79.6%**(R6:北陸ブロック)
- ・ 「週休2日適正工期発注宣言」宣言機関:**57.5%(46/80)**(R7.5.23時点)
- ・ 「週休2日取組企業宣言」宣言企業:**72者**(R7.5.23時点)

◆ 「統一的な現場閉所」(第7弾:**毎週土曜日・日曜日の閉所**)による週休2日の促進

- ・ 「令和6年度 統一的な現場閉所チラシ」を**年度当初に配布**(既発注工事への周知含む)。

令和6年4月 宣言制度を創設
「週休2日適正工期発注宣言」
「週休2日取組企業宣言」

ロゴマーク、ポスターを作成



令和6年度 活動計画と活動結果(3)

③「発注見通しの統合」の活用推進

活動計画

- ◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度及び利便性の向上)
 - ・「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(四半期ごとの当該月に各2回。**工事及び業務**)。
- ◆ 中長期発注見通し統合の促進
 - ・ **市町村への公表拡大。公表が可能な機関から段階的に実施。**

活動結果

- 中長期発注見通し統合の促進
 - ・ **全21機関が参画(全84機関の約25%)(令和6年度新規参画機関なし)**
 - ・ 各発注機関の公表時期に合わせて更新を実施(全6回)
- 工事、業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通しの促進
 - ・ **令和6年度 1機関追加。全84機関が参画(工事:84機関、業務:81機関)。**
 - ・ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)
 - ・ 「公表基準日」(四半期毎15日、30日)を設定し公表(継続)
 - ・ 「工事」、「業務委託」の発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)

5

令和6年度 北陸ブロック発注者協議会長の取り組み(市町村カルテ)

◆ 市町村カルテ: 各自治体の発注関係事務の取り組み状況等の経過を記録し、改善に向けた支援を行うための資料として作成。

〇〇市		令和4年度実績		令和5年度実績	令和6年度上半期
取り組みを推進していただきたい項目		※平準化率: データ数が極小			
◆ 工事の平準化		件数ベースで0.73 (R5実績) (目標値0.8)			
◆ 最低制限価格の設定 (ダンピング対策)		(工事) 最新の公契連モデルが未適用。			
◆ 週休2日工事等の実施		R6上半期の週休2日工事の発注は、10/22件 (約45%)			
指標項目		令和4年度実績			
平準化率(件数) (4~6月平均発注件数/年度平均発注件数) ※全国統一指標		0.45	0.73		
平準化率(金額) (4~6月平均発注金額/年度平均発注金額)		0.51	0.76		
(工事) 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ※全国統一指標		0.43	0.47		
(業務) 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ※全国統一指標		1.00	0.71		
「週休2日適正工期発注宣言」の実施					未
その他 「統一的な現場開所」の実施状況 (R5: 毎月4回、R6: 毎週土日)			14/21		4/4
コリンズ登録					未登録
【必ず実施すべき事項】	1. 予定価格の適正な設定	最新基準	最新基準	最新基準	
	①最新標準基準の適用	最新基準	最新基準	最新基準	
	②労務単価の適用	最新基準	最新基準	最新基準	
	2. 歩切りの廃止	最新基準	最新基準	最新基準	
	3. 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用	最新基準	最新基準	最新基準	
	①最新の公契連モデル (R4) の適用	H31以前モデル	H31以前モデル	H31以前モデル	
	②低入札価格調査基準又は最低制限価格の事後公表	事後公表	事後公表	事後公表	
	③予定価格の事後公表	事後公表	事後公表	事後公表	
	4. 発注や施工時期の平準化	最新基準	最新基準	最新基準	
	①-1(さ) 債務負担行為の活用	未実施 (制度あり・案件なし)	未実施 (制度あり・案件なし)	未実施 (制度あり・案件なし)	
【実施に努める事項】	①-2(し) 柔軟な工期の設定	実施 (制度なし)	実施 (制度なし)	実施 (制度なし)	
	①-3(す) 遅やかな繰越手続	制度検討中	実施 (制度あり)	未実施 (制度あり・案件なし)	
	①-4(せ) 積算の前倒し	実施	実施	実施	
	①-5(そ) 早期執行のための目標設定 (発注見直し)	〇	〇	〇	
	①-5(そ) 早期執行のための目標設定 (執行見直し)	〇	〇	〇	
	5. 適切な工期設定	全工事適用	全工事適用	全工事適用	
	①適正な工期設定 (当初)	全工事実施	全工事実施	全工事実施	
	②適正な工期設定 (変更時)	全工事実施	全工事実施	全工事実施	
	③-1 週休2日モデル工事 ※全国統一指標 ※地域独自指標	検討中	実施	実施	
	③-2 週休2日工事等の実施 (対象件数/発注件数)	1/33	10/22	10/22	
【取り組み状況】	6. 適切な設計変更	全工事実施	全工事実施	全工事実施	
	①積算変更の実施	全工事実施	全工事実施	全工事実施	
	2. 入札契約方式の選択・活用	0/48	0/50	0/34	
	①総合評価落札方式実施率 (対象件数/発注件数)	未導入	未導入	未導入	
	4. 入札不調・不発時の見直し活用	未導入	未導入	未導入	
	7. 受注者と情報共有や協議の迅速化	一部工事実施	一部工事実施	一部工事実施	
	①3者会議の実施	全工事実施	全工事実施	全工事実施	
	②ワンダーレスホス	一部工事実施	一部工事実施	一部工事実施	
	③-1 条件明示の手引き	一部工事実施	一部工事実施	一部工事実施	
	③-2 調査ガイドライン	一部工事実施	一部工事実施	一部工事実施	
【取り組み状況】	③-3 設計変更ガイドライン ※地域独自指標	一部工事実施	一部工事実施	一部工事実施	
	③-4 一時中止ガイドライン	一部工事実施	一部工事実施	一部工事実施	
	8. 適切な技術検査・工事成績評定	未実施	未実施	未実施	
	①工事評定	未実施	未実施	未実施	
	1. 予定価格の適正な設定	最新基準	最新基準	最新基準	
	①最新標準基準の適用状況	最新基準	最新基準	最新基準	
	②技術者単価の適用状況	最新基準	最新基準	最新基準	
	③適正な工期設定 ※全国統一指標 ※地域独自指標 (工期算定ルールの有無と実施)	全業務適用	全業務適用	全業務適用	
	④歩切りの廃止	未実施	未実施	未実施	
	2. 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用	H29以前モデル	H29以前モデル	H29以前モデル	
【取り組み状況】	①「低入札調査基準価格」または「最低制限価格」の設定の取り組み状況	事後公表	事後公表	事後公表	
	②「低入札調査基準価格」または「最低制限価格」の事後公表への取り組み	事後公表	事後公表	事後公表	
	③予定価格の事後公表への取り組み状況	事後公表	事後公表	事後公表	
	3. 履行期間の平準化	最新基準	最新基準	最新基準	
	4. 適正な履行期間の設定	ルールあり・実施	ルールあり・実施	ルールあり・実施	
	①適正な工期設定 (4週8休の実施)	ルールあり・実施	ルールあり・実施	ルールあり・実施	
	5. 適切な設計変更	全業務適用	全業務適用	全業務適用	
	①積算変更の実施 (数量、現場条件、設計等に変更がある場合)	全業務適用	全業務適用	全業務適用	
	②適正な工期設定 (変更時)	全業務適用	全業務適用	全業務適用	
	※「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取り組み調査結果 (毎年度末調査)				

□ 現状の取り組み状況から、特に推進して行う必要のある項目について記載

□ 全国統一指標項目 (全国調査)
(平準化率とダンピング対策について記載 (過去3カ年))

□ 発注者協議会独自取り組み事項等

・ 全国統一指標とは、全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むための客観的な状況を把握できる統一的な指標 (工事3項目、業務2項目)

・ 各指標の目標値 (R6) を設定し、毎年調査を行い、結果をとりまとめて公表

・ 発注者協議会で取り組む「適正工期発注宣言」「統一的な現場開所」の実施状況。

□ 「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取り組み調査 (全調査結果を記載 (過去3カ年)) (北陸調査)

・ 「発注関係事務の運用に関する指針」に記載がある「工事」と「測量、調査及び設計」の「必ず実施すべき事項」「実施に努める事項」を調査。

・ 「実施に努める事項」については、優先的に取り組みを進める項目を抽出して調査。

・ 毎年「当該年度実績」「翌年度目標」について取組状況の調査・とりまとめを行い、協議会 (毎年5月頃開催) にて確認後、公表。

**全国統一指標・地域独自指標の
目標達成に向けた取組み
（全体的な位置付けと実態）**

「全国統一指標」の取り組みについて(これまでの経緯)

第一次

H27
H28
H29
H30
R1

H26.6

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行

	指標項目	H29実績	R1実績
全国統一指標	①適正な予定価格の設定	・最新の積算基準 46%	96%
		・最新単価 98%	99%
	②設計変更ガイドラインの策定・活用	41%	66%
	③施工時期の平準化（件数）（平準化率0.8以上の機関数）	20%	38%

第二次

R2
R3
R4
R5
R6

R1.6

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行

	指標項目	R5実績	R6目標値
全国統一指標	①地域平準化率（工事）	0.77	0.80
	②週休2日対象工事の実施状況（工事）	0.99	1.00
	③ダンピング対策（工事）	0.94	1.00
	④第4四半期納期率（業務）	0.44	0.40未満
	⑤ダンピング対策（業務）	0.88	1.00
地域独自指標	①週休2日の取り組み（工事）（取組機関割合）	0.97	1.00
		（対象工事率） 0.59	1.00
	②設計変更ガイドラインの策定・活用（工事）	1.00	1.00
	③適切な履行期間の設定（業務）	1.00	1.00

第三次

R7
～
R11

R6.6

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行

R7.4～

「全国統一指標」「地域独自指標」の見直し。基準値・目標値の設定。

各機関で取り組みを実施（毎年調査を行い、結果をとりまとめて公表）

「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(工事)

北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。:「全国統一指標」対象取組項目:「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	①予定価格の適正な設定 最新の積算基準・単価の適用 週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上	①ICTを活用した生産性向上【新】 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	②歩切りの根絶 歩切りは、品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	②入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択 (価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等)
	③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	③総合評価落札方式の改善【新】 施工計画の評価、災害時の活動実績の評価等 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
工事	④施工時期の平準化【新】 債務負担行為や繰越明許費の活用等 中長期的な工事の発注見通し	④見積りの活用 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。
	⑤適正な工期設定【新】 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保	⑤余裕期間制度の活用 労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用
	⑥適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用	⑥工事中の施工状況の確認【新】 下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保
その他	⑦発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	⑦受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
		⑧完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施

※「⑦発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

※「⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。

「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(測量、調査及び設計)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 :「全国統一指標」対象取組項目 :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	① 予定価格の適正な設定 市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算	① ICTを活用した生産性向上 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	② 入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択(プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等)
		③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 技術的に高度又は専門的な業務にはプロポーザル方式を活用 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
履行	③ 履行期間の平準化 計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施 繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し等	④ 履行状況の確認 ウィークリースタンスの適用、条件明示チェックシートの活用 スケジュール管理表の運用
	④ 適正な履行期間の設定 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を踏まえた履行期間の設定 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、天候その他も考慮	⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化 設計業務での発注者と受注者による合同現地踏査の実施 テレビ会議、ウェアラブルカメラ活用等のための環境整備
	⑤ 適切な設計変更 設計図書の変更、契約額や履行期間の変更を適切に実施 履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用	
その他	⑥ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	

※「⑥発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

全国統一指標及び地域独自指標のR6目標値の設定

全国統一指標

- ◆ 全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むため、客観的な状況を把握できる統一的な指標5項目(工事3項目、業務2項目)の目標値を設定

※ 各発注機関が自らの立ち位置を確認し、発注関係事務の改善の参考に活用

地域独自指標



- ◆ 北陸ブロック発注者協議会において北陸地域の実情を踏まえて独自指標を選定し、選定された指標3項目(工事2項目、業務1項目)の目標値を設定

北陸ブロックにおける取組指標



- ◆ 新・全国統一指標(5項目)・地域独自指標(3項目)について、各取組指標の目標年次を法改正より5年後※1の「令和6年度」に定め、「目標値の設定」行い、北陸ブロックの取組指標として公表(R2.11.5臨時幹事会を書面開催、R2.12.24承認、R3.1.8公表)
- ◆ 各取組指標は毎年調査を行い、結果※2をとりまとめ、フォローアップを実施

※1: 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)附則(令和元年六月十四日法律第三五号)2

「政府は、この法律の施行後五年を目処として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」

※2: 発注関係事務の運用に関する指針(令和2年1月30日改正) I. 本指針の位置づけ

国は、地方公共団体等に対し本指針の内容の周知徹底を図るとともに、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて、地方公共団体等への事務負担に配慮しつつ、毎年調べ、結果をとりまとめて公表する。

工事

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※ 地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※ 週休2日対象工事: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

※ 全国統一で、週休2日の実施が困難な工事(災害復旧等)は集計から除く方針としており、各地整で順次見直しを実施。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

※ 調査対象は、国・特殊法人・都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市・**市区町村**の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表。**市区町村は、R4実績より対象。**)

全国統一指標の目標値(R6)の算出方法と指標分類（全体）

区分	指標項目	定義(算出方法)	指標分類
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	平準化率(件数)＝ 4～6月期の工事平均稼働件数 / 年度の工事平均稼働件数 ※ CORINS登録された工事(500万円以上)より算出	【件数】 <u>a : 平準化率0.8以上</u> b : 平準化率0.7～0.8 c : 平準化率0.6～0.7 d : 平準化率0.6以下
工事	②週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	週休2日対象工事の実施状況＝ 週休2日対象工事件数(公告等) / 全工事件数(公告等) ※ 各機関からの報告値により算出	<u>a : 週休2日対象工事率0.5以上</u> b : 週休2日対象工事率0.3～0.5 c : 週休2日対象工事率0.1～0.3 d : 週休2日対象工事率0.1未満
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	実施率(件数)＝ 低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定 した入札件数 / 年度の発注工事件数 ※ 各機関からの報告値により算出	<u>a : 実施率0.9以上</u> b : 実施率0.8～0.9 c : 実施率0.7～0.8 d : 実施率0.7未満 e : 未導入、未集計
業務	④第4四半期の納期設定 状況 (履行時期の平準化)	第4四半期納期率(件数)＝ 第4四半期(1～3)に完了する業務件数 / 年度の業務稼働件数 ※ TECRIS登録された業務(100万円以上)より算出 ※ PUBDIS登録された業務より算出	<u>a : 第4四半期納期率0.4未満</u> b : 第4四半期納期率0.4～0.5 c : 第4四半期納期率0.5～0.6 d : 第4四半期納期率0.6以上
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	実施率(件数)＝ 低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定 した入札件数 / 年度の発注業務件数 ※ 各機関からの報告値により算出	<u>a : 実施率0.9以上</u> b : 実施率0.8～0.9 c : 実施率0.7～0.8 d : 実施率0.7未満 e : 未導入、未集計

実績値(R5)
目標値達成
目標値未達成

全国統一指標の実績値と目標値(R6)(北陸ブロック別・県別)

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象 -:対象外	実績値(R1) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R2) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R3) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R4) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R5) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R6) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.78	北陸ブロック:0.76	北陸ブロック:0.75	北陸ブロック:0.75	北陸ブロック:0.77	北陸ブロック:0.80
			国等 :0.84 新潟県域:0.80 富山県域:0.73 石川県域:0.75	国等 :0.89 新潟県域:0.77 富山県域:0.74 石川県域:0.69	国等 :0.96 新潟県域:0.76 富山県域:0.75 石川県域:0.65	国等 :0.95 新潟県域:0.77 富山県域:0.73 石川県域:0.64	国等 :0.94 新潟県域:0.78 富山県域:0.73 石川県域:0.72	新潟県域:0.80 富山県域:0.80 石川県域:0.80
工事	②週休2日対象工事の 実施状況 (適正な工期設定)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.23	北陸ブロック:0.67	北陸ブロック:0.81	北陸ブロック:0.98	北陸ブロック:0.99	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.78 新潟県域:0.29 富山県域:0.05 石川県域:0.09	国等 :0.91 新潟県域:0.61 富山県域:0.26 石川県域:0.99	国等 :0.99 新潟県域:0.80 富山県域:0.38 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:0.92 富山県域:1.00 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:0.97 富山県域:1.00 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.87	北陸ブロック:0.92	北陸ブロック:0.93	北陸ブロック:0.93	北陸ブロック:0.94	北陸ブロック:1.00
			新潟県域:0.90 富山県域:0.76 石川県域:0.92	新潟県域:0.91 富山県域:0.85 石川県域:1.00	新潟県域:0.94 富山県域:0.84 石川県域:1.00	新潟県域:0.93 富山県域:0.83 石川県域:1.00	新潟県域:0.93 富山県域:0.87 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
業務	④第4四半期の納期 設定状況 (履行時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.47	北陸ブロック:0.44	北陸ブロック:0.45	北陸ブロック:0.49	北陸ブロック:0.44	北陸ブロック:0.40未満
			国等 :0.56 新潟県域:0.46 富山県域:0.36 石川県域:0.46	国等 :0.52 新潟県域:0.42 富山県域:0.40 石川県域:0.41	国等 :0.53 新潟県域:0.44 富山県域:0.42 石川県域:0.39	国等 :0.57 新潟県域:0.47 富山県域:0.47 石川県域:0.46	国等 :0.50 新潟県域:0.46 富山県域:0.39 石川県域:0.37	新潟県域:0.40未満 富山県域:0.40未満 石川県域:0.40未満
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村※3	北陸ブロック:0.97	北陸ブロック:0.98	北陸ブロック:0.96	北陸ブロック:0.96(0.88)	北陸ブロック:0.96(0.88)	北陸ブロック:1.00
			新潟県域:0.99 富山県域:0.89 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:0.92 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:0.84 石川県域:1.00	新潟県域:1.00(0.91) 富山県域:0.86(0.74) 石川県域:1.00(0.97)	新潟県域:1.00(0.90) 富山県域:0.86(0.72) 石川県域:1.00(0.97)	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)
 ※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)
 ※3 業務「⑤低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況調査」のR4、R5実績の()内は市区町村を含む数値。

地域独自指標の項目と目標値(R6)の算出方法及び指標分類（北陸独自）

区分	指標項目	定義(算出方法)	指標分類
工事	①適正な工期設定 (週休2日の取り組み機関) 取組機関割合	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保した工期設定 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>既に取り組んでいる</u> b: <u>今年度取り組む予定にしている</u> c: 取り組む検討をしている d: 取り組みは検討していない e: その他
	①適正な工期設定 (週休2日の取り組み機関) 発注件数割合	週休2日対象工事の実施状況 = 週休2日対象工事件数(公告等) / 全工事件数(公告等) ※ 週休2日対象工事件数: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	【件数】 a: 週休2日工事実施率 0.7以上 b: 週休2日工事実施率 0.5～0.7 c: 週休2日工事実施率 0.3～0.5 d: 週休2日工事実施率 0.3未満 e: 未実施
工事	②適切な設計変更 (設計変更ガイドラインの活用)	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>全ての工事で実施</u> b: <u>一部の工事で実施</u> c: 未実施(導入検討含む) d: <u>必要とする工事がなかった</u> e: その他
業務	③適正な履行期間 の設定	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を踏まえた履行期間の設定 ※ 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、天候その他も考慮 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>全業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールを作成) b: <u>一部の業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールを作成) c: <u>全業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールは未作成) d: 4週8休は反映していない (工期算定ルールは未作成) e: その他

※1 北陸ブロック発注者協議会アンケート:「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取り組み内容調査(各機関の実績と目標を年度末に調査)

◆ 北陸地域における独自指標の選定理由

① 適正な工期設定(週休2日の取り組み機関)： 建設業の改正労働基準法の適用(R6年度～)に向け、全ての機関で取り組みが必要なため

② 適切な設計変更(設計変更ガイドラインの活用)： 旧・全国統一指標(H28)の項目で、北陸において達成率が低かったため

③ 適正な履行期間の設定： 改正労働基準法が施行(H31年度～)され、発注者として適切な履行期間の設定が必要なため

14

実績値(R6)
目標値達成
目標値未達成

地域独自指標の実績値と目標値(R6) (北陸ブロック別・県別)

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象 -:対象外	実績値(R1) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R2) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R3) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R4) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R5) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R6) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R6) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①適正な工期設定 (週休2日の 取り組み機関) ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」及び「b」の割合 取組機関割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.32	北陸ブロック:0.39	北陸ブロック:0.46	北陸ブロック:0.70	北陸ブロック:0.97	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.67 新潟県域:0.16 富山県域:0.19 石川県域:0.10	国等 :0.92 新潟県域:0.32 富山県域:0.19 石川県域:0.35	国等 :1.00 新潟県域:0.42 富山県域:0.19 石川県域:0.45	国等 :1.00 新潟県域:0.65 富山県域:0.50 石川県域:0.75	国等 :1.00 新潟県域:0.97 富山県域:0.94 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
	①適正な工期設定 (週休2日の 取り組み機関) 発注件数割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	-	-	-	-	北陸ブロック:0.59	北陸ブロック:0.80	北陸ブロック:1.00
			-	-	-	-	国等 :1.00 新潟県域:0.46 富山県域:0.54 石川県域:0.72	国等 :0.99 新潟県域:0.60 富山県域:0.83 石川県域:0.95	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	②適切な設計変更 (設計変更 ガイドラインの活用) ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」、「b」、「d」の割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.80	北陸ブロック:0.89	北陸ブロック:0.97	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.75 新潟県域:0.74 富山県域:0.81 石川県域:0.95	国等 :0.92 新潟県域:0.84 富山県域:0.81 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:0.97 富山県域:1.00 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
業務	③適正な履行期間 の設定 ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」～「c」の割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.86	北陸ブロック:0.87	北陸ブロック:0.96	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.67 新潟県域:0.84 富山県域:0.94 石川県域:0.85	国等 :0.67 新潟県域:0.84 富山県域:1.00 石川県域:0.95	国等 :0.92 新潟県域:0.97 富山県域:1.00 石川県域:0.95	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	国等 :1.00 新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)

※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

※3 北陸ブロック発注者協議会アンケート:「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取り組み内容調査(各機関の実績と目標を年度末に調査)

**全国統一指標・地域独自指標の
目標達成に向けた取組み
（「施工時期の平準化」に向けた取組み）**

「施工時期の平準化」へ向けた取り組み(発注関係事務相談キャラバン)

発注関係事務相談キャラバン(H29～)

- 公共工事の発注関係事務である入札契約、設計積算、監督検査等一連のプロセスにおいて市町村が抱える悩みや疑問を直接相談できるよう北陸地方整備局職員及び県職員が管内を訪問。

1巡目

H29
～
R1

R1.6
品確法
改正

相談キャラバン 1巡目

H29:20市町村
H30:22市町村
R01:22市町村

- ◆ 「運用指針に基づく取組」の実施状況の確認。
- ◆ 個別問い合わせ内容に対する具体案の提示。
- ◆ 事前質問に対する回答及び対応策の提示。

R2.1
運用指針
改正

R2
1～2月

平準化ヒアリングの実施

- ◆ R2.1～2月 平準化ヒアリングの実施
(長岡市、上越市、富山市、金沢市の4市)

施工時期の平準化について
取り組み事項等を聴取

2巡目

R2
R3
R4
R5

R6
11月

相談キャラバン 2巡目開始

- ◆ 2巡目は、「施工時期の平準化」の更なる推進を重点的に実施。
- ◆ 現状の取組・課題を把握し、推進に向けた具体例等を提示。
- ◆ 1巡目と同様に「運用指針に基づく取組」の実施状況の確認、個別問い合わせ内容、事前質問に対する回答及び対応策の提示も実施。

- R2年度:概ね人口10万人以上を対象(三条市、射水市、小松市、白山市)。
- R3年度:概ね人口5～10万人を対象(新発田市、柏崎市、燕市、村上市、高岡市、南砺市、加賀市、七尾市)
- R4年度:概ね人口5～10万人を対象(十日町市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、氷見市、砺波市、能美市、野々市市)
- R5年度:概ね人口3～5万人を対象(妙高市、阿賀野市、魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市、入善町、かほく市、内灘町)

◆ 令和6年度:概ね人口3～5万人の自治体訪問完了。～3万人の自治体を訪問(継続)。

- 新潟県 : 小千谷市、見附市、糸魚川市、魚沼市、胎内市、聖籠町
- 富山県 : 立山町
- 石川県 : 川北町、津幡町

令和6年度 発注関係事務相談キャラバン

□ ～令和5年度 訪問市町村

- ◆ 発注工事件数は、人口の多い市町村ほど多い傾向にあるため、平準化の取組の効果が見込まれる人口の多い市町村から訪問を開始。

- ◆ R1～2年度:概ね人口10万人以上を対象(R1:長岡市、上越市、富山市、金沢市)(R2:三条市、射水市、小松市、白山市)。
- ◆ R3年度:概ね人口5～10万人を対象(新発田市、柏崎市、燕市、村上市、高岡市、南砺市、加賀市、七尾市)
- ◆ R4年度:概ね人口5～10万人を対象(十日町市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、氷見市、砺波市、能美市、野々市市)
- ◆ R5年度:概ね人口3～5万人を対象(妙高市、阿賀野市、魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市、入善町、かほく市、内灘町)

□ 令和6年度 発注関係事務相談キャラバン

- ◆ 新潟県:小千谷市、見附市、糸魚川市、魚沼市、胎内市、聖籠町
(概ね人口3～5万人の自治体訪問完了。人口～3万人の自治体訪問に着手。)
- ◆ 富山県:立山町(概ね人口～3万人の自治体を訪問(継続))
- ◆ 石川県:川北町、津幡町(概ね人口3～5万人の自治体訪問完了。人口～3万人の自治体を訪問(継続)。)



胎内市



糸魚川市



立山町



津幡町

□ 令和6年度キャラバンでの取り組み

- 「施工時期の平準化」に向けた取り組み状況を確認
 - ・ キャラバン2巡目は、「施工時期の平準化」の更なる推進を重点的に実施。現状の取組・課題を把握し、推進に向けた具体例等を提示。
 - ・ 1巡目と同様に「運用指針に基づく取組」の実施状況の確認、個別問い合わせ内容、事前質問に対する回答及び対応策の提示も実施。
- 令和6年度は、全て直接訪問で実施。
- 全会場で整備局の建政部職員が同席。「入札契約適正化に向けて特に取組が必要な事項」の説明を行うとともに改善に向けた具体例を提示。
- 地域の実態把握、連携強化を図るため、新潟県内では、県の地域振興局の職員が同席、全会場で整備局の地域担当事務所職員が同席。

令和6年度 発注関係事務相談キャラバン 実施結果

□ 平準化の取組「さしすせそ」の実施について

- (さ)債務負担行為の活用
 - 単独事業を対象に債務負担行為を活用(立山町)
 - 2月契約、新年度当初の工事着工を目標に実施(小千谷市)
- (し)柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)
 - 余裕期間制度(フレックス方式)を設け、試行的に実施(見附市)
 - 開始時期選択制度を活用(糸魚川市)
- (す)速やかな繰越手続
 - 繰越事由のある場合、年度末ではなく年内の手続きを実施(糸魚川市)
 - 年度末議会において繰越手続を実施(見附市)(小千谷市)(魚沼市)(立山町)
- (せ)積算の前倒し
 - 発注前年度に設計・積算を完了させ、年度当初に発注(全自治体)
- (そ)早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)
 - 年度当初に発注目標を設定し早期発注を実施(見附市)
 - 入札契約担当部署で公表した発注見通し通りに工事が執行されているか確認(聖籠町)

- ◆ 課題・問題点等
 - 会計年度独立の認識
(債務負担、繰越し手続きへの妨げ)
 - 補助金、交付金の決定時期の遅れ
(決定が遅く早期発注が困難)
 - 施工時期が限定される工事の調整
(降雪、農耕期間、学校関係等)
 - 発注担当課の技術職員不足
(年度末に業務が集中。早期発注が困難。)

□ その他(週休2日工事の実施、業界からの要望事項等)

- ◆ 適正な工期設定(週休2日工事の実施)
 - 令和6年度は、対象工事を拡大して実施(見附市)(立山町)(川北町)
- ◆ 業界からの要望事項
 - 施工時期の平準化、早期発注等の要望あり(胎内市)(見附市)(津幡町)
 - 余裕期間制度の設定について要望あり(魚沼市)

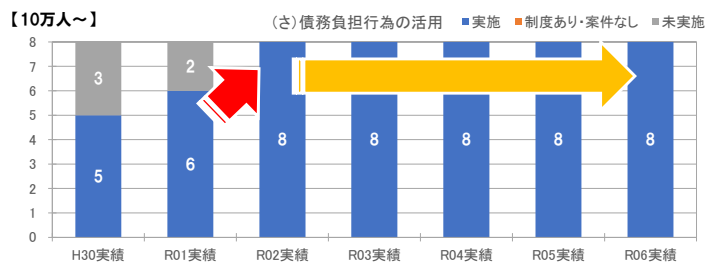
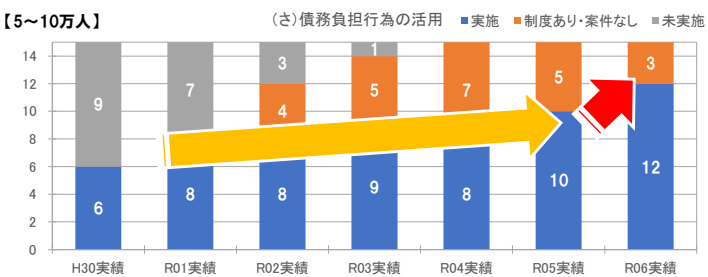
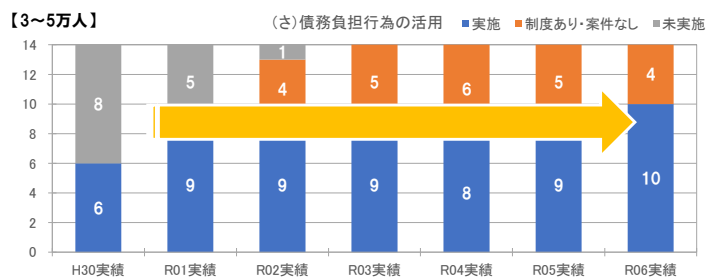
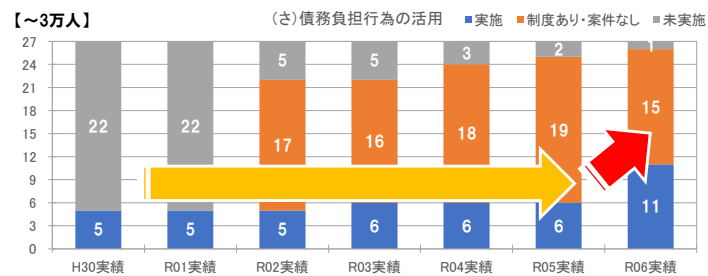
◆ まとめ及び今後の取組

- ◆ 各自治体において平準化の取組「さしすせそ」は地域の実情に応じて実施していることを確認。
- ◆ 平準化をさらに進めて行くため、実施結果の分析、今後の取り組みの検討を提案。
 - 施工時期の平準化は、年間を通じて工事の稼働が平均化すること、閑散期(4～6月)の現場稼働を増加させることが目的。
 - 早期発注への取り組み(積算の前倒し、債務負担行為の活用等)、年度末に集中する工期の分散(速やかな繰越手続等)、計画的な工事発注(早期執行のための目標設定)、余裕工期制度の活用など、どの取り組み、組合せで平準化につながるのか検討することが必要。

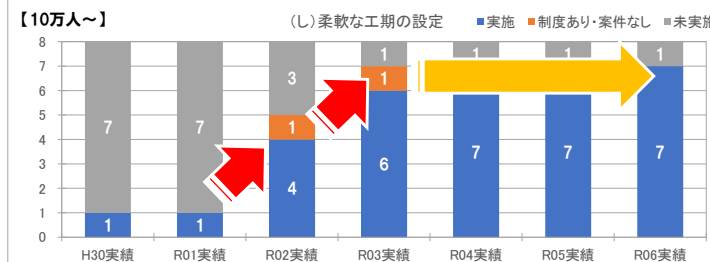
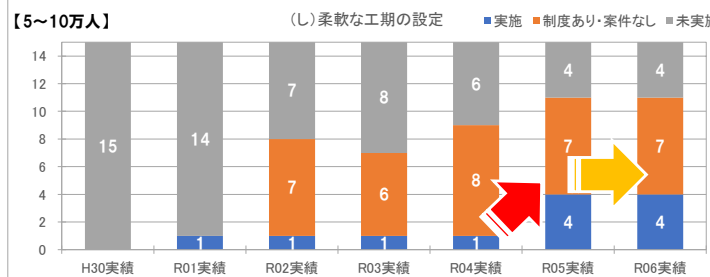
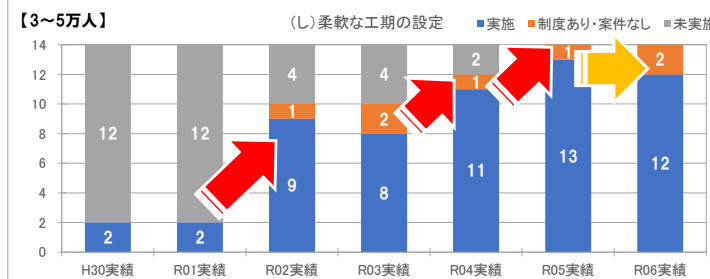
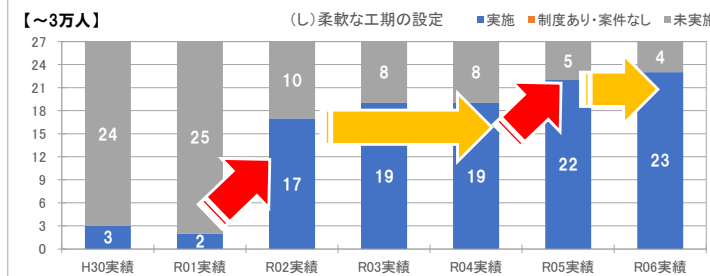
「施工時期の平準化」へ向けた取り組み(発注関係事務相談キャラバン)

人口区分別「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)取り組み状況①

(さ)債務負担行為の活用



(し)柔軟な工期の設定



- ◆ キャラバン1巡目(～H31:64市完了)の訪問で「さしすせそ」に取り組む市町村が増加しているが、**R2年度以降横ばい**。
- ◆ 「さ:債務負担行為」の活用は、災害復旧や気候温暖化対策(空調設備)、構造物の老朽化対策等、天災や政策として活用。
- ◆ 令和2年度以降、「さ:債務負担行為」としての**制度はあるが、財政も厳しく余り活用されていない傾向**。

評価基準(R2以降、回答選択細分化)
H30実績・R01実績:「実施」「未実施」
R02実績～:「実施」「制度あり・案件なし」「未実施」

発注関係事務相談キャラバン 2巡目

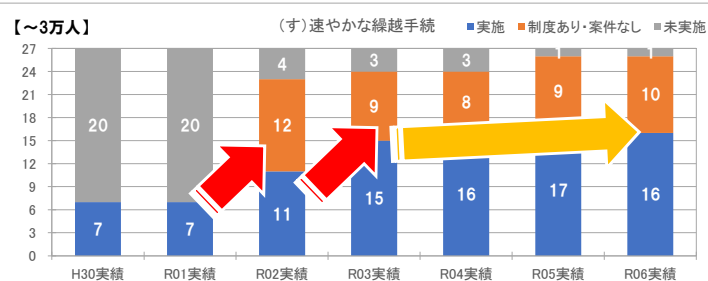
- 人口 3~3万人 : R5年度～ 2巡目着手
- 人口 3~5万人 : R4・R5・R6年度 完了
- 人口 5~10万人 : R3・R4年度 完了
- 人口 10万人～ : R1・R2年度 完了

【出典】(各項目について人口区分別にデータを集計)
H30実績: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査(H30調査[H30.08.01現在の状況])
R01実績: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査(R01調査[R01.11.01現在の状況])
R02実績～: 北陸ブロック発注者協議会調べ(各年度末調査)
※ R02、R03、R04実績には対象案件がなく実施できなかった場合を含む。
※ 人口: 総務省HP【総計】住民基本台帳人口・世帯数、平成30年度人口動態(市区町村別)【H30】

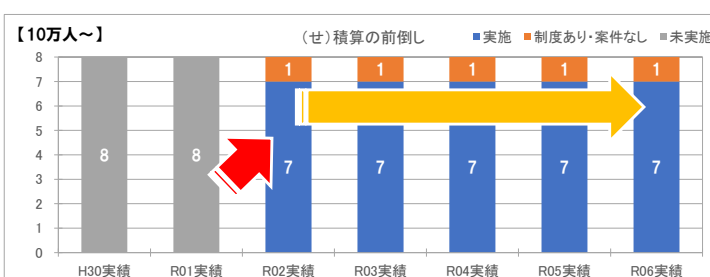
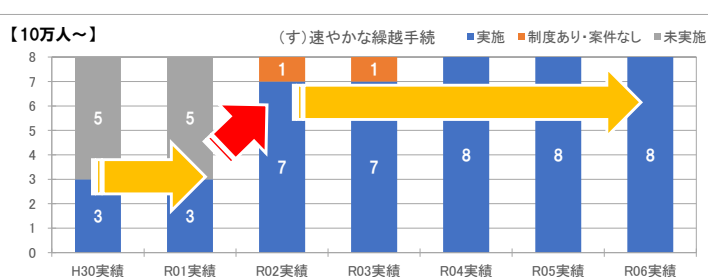
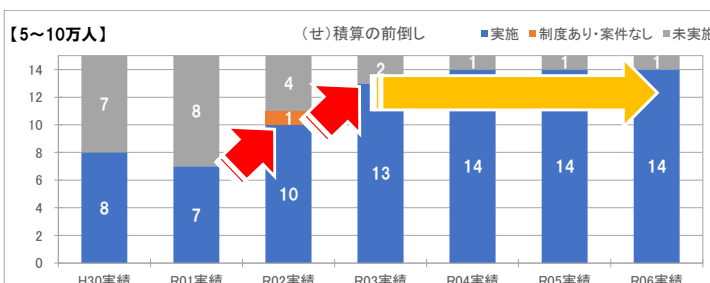
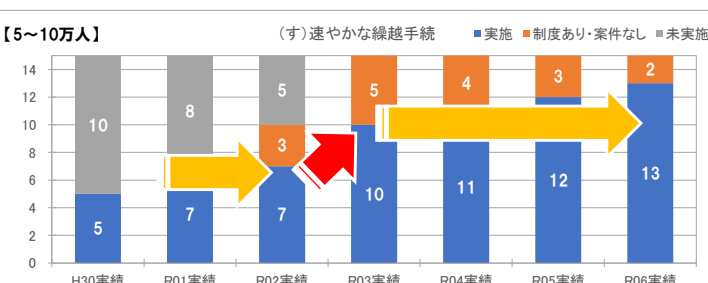
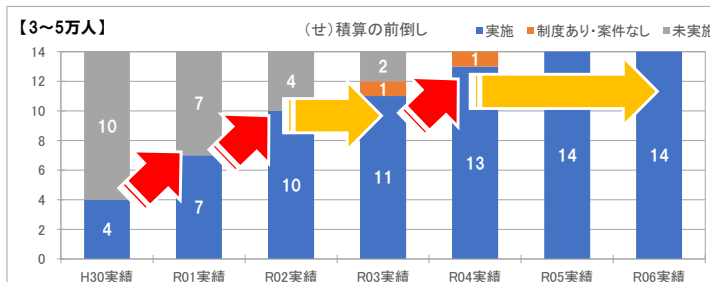
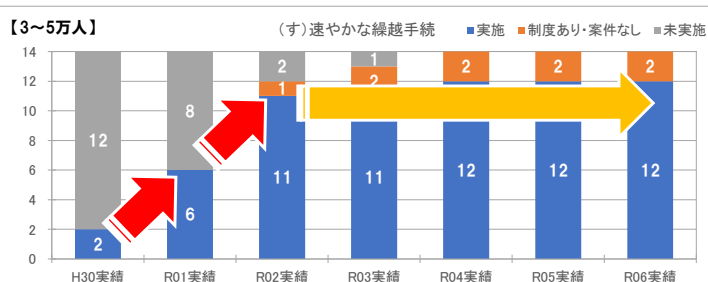
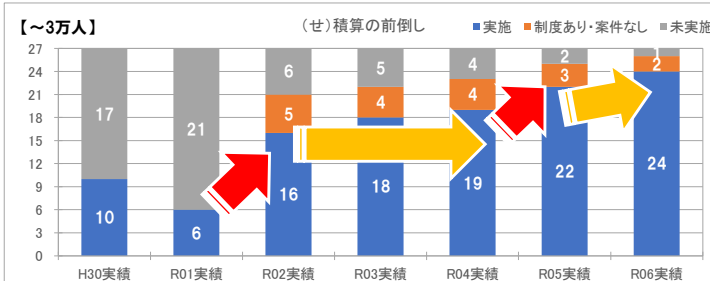
「施工時期の平準化」へ向けた取り組み(発注関係事務相談キャラバン)

人口区分別「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)取り組み状況②

(す)速やかな繰越手続



(せ)積算の前倒し



- ◆ 「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)取り組み状況は、人口規模とは関係なく実施割合は増加。
- ◆ R7年度以降、概ね人口3万人未満の市町村を対象として訪問することから、更なる推進を図るため、債務負担行為以外(「し：柔軟な工期設定」、「す：速やかな繰越手続き」)の工事件数の増加を図るべく、地域の実態を踏まえた上で、その地域に即した活用事例の紹介や提案の充実を図る。
- ◆ また、発注関係事務全般にかかる疑問・相談内容等への対応の充実を図る。(各専門部署の職員が同席し、関係する取り組み内容についての説明、質疑への応答を今後検討し実施を図る。)

評価基準

H30実績・R01実績:「実施」「未実施」
R02実績～:「実施」「制度あり・案件なし」「未実施」

発注関係事務相談キャラバン 2巡目

- 人口 ～3万人 : R5年度～ 2巡目着手
- 人口 3～5万人 : R4・R5・R6年度 完了
- 人口 5～10万人: R3・R4年度 完了
- 人口 10万人～ : R1・R2年度 完了

【出典】(各項目について人口区分別にデータを集計)

H30実績:入札契約適正化法に基づく実施状況調査(H30調査[H30.08.01現在の状況])

R01実績:入札契約適正化法に基づく実施状況調査(R01調査[R01.11.01現在の状況])

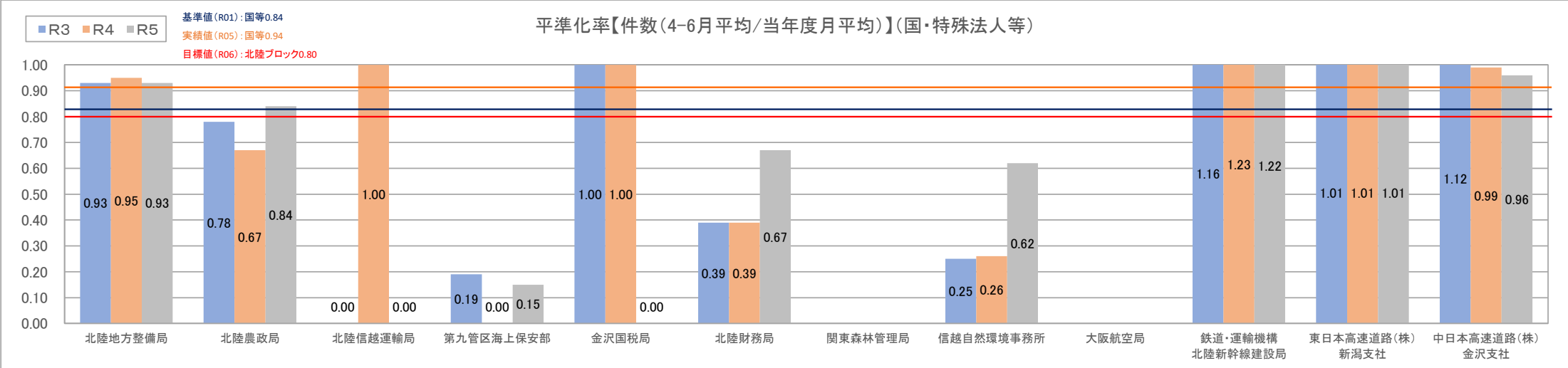
R02実績～:北陸ブロック発注者協議会調べ(各年度末調査)

※ R02、R03、R04実績には対象案件がなく実施できなかった場合を含む。

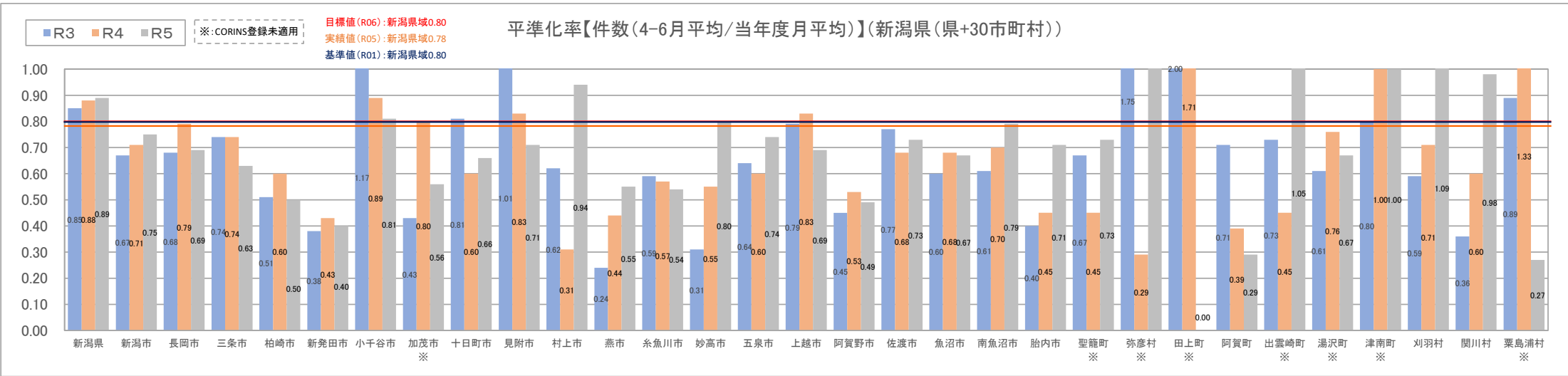
※人口:総務省HP【総計】住民基本台帳人口・世帯数、平成30年度人口動態(市区町村別)【H30】

【参考】各機関の平準化率の3力年推移(R3・R4・R5)【件数】

平準化率【件数(4-6月平均/当年度月平均)】(国・特殊法人等)



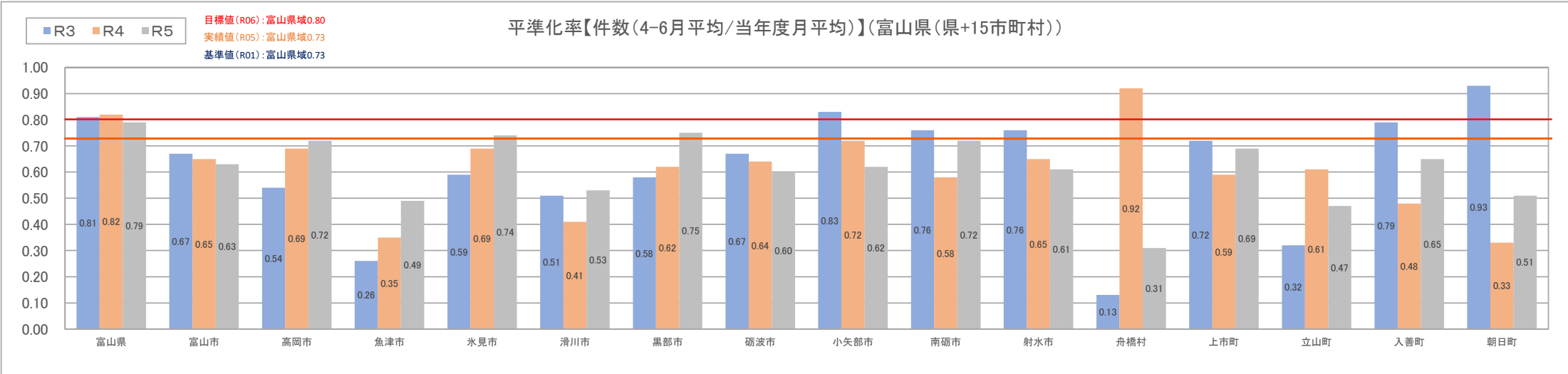
平準化率【件数(4-6月平均/当年度月平均)】(新潟県(県+30市町村))



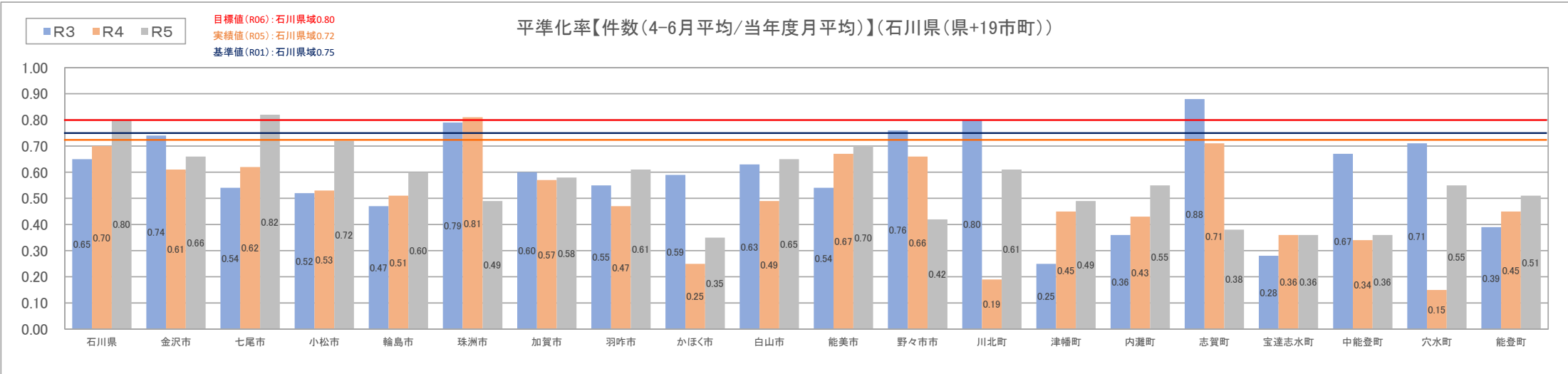
※ 平準化率: 4-6月平均/当年度月平均
※ 集計対象は、契約金額が税込500万円以上の案件
※ コリンズ登録データ(JACIC作成データ(2024/4/17時点))を基に作成

【参考】各機関の平準化率の3力年推移(R3・R4・R5)【件数】

平準化率【件数(4-6月平均/当年度月平均)】(富山県(県+15市町村))



平準化率【件数(4-6月平均/当年度月平均)】(石川県(県+19市町))



※ 平準化率: 4-6月平均/当年度月平均
※ 集計対象は、契約金額が税込500万円以上の案件
※ コリンズ登録データ(JACIC作成データ(2024/4/17時点))を基に作成

適切な工期設定
（週休2日の取組み・統一的な現場閉所）

時間外労働の上限規制(建設業は令和6年度より適用)

◎残業時間の上限(原則)

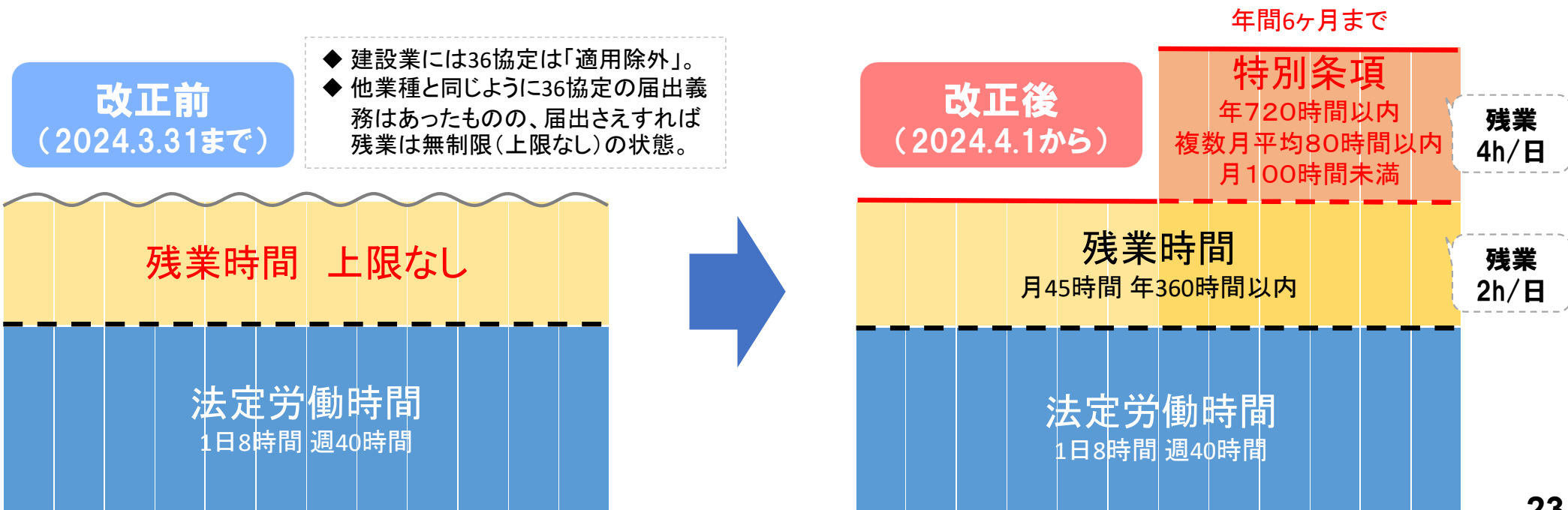
- 月**45**時間
- 年**360**時間

※ 違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれ。
※ 月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当。
※ 原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月まで。
※ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が 全て1か月当たり80時間以内

◎臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合の上限(特別条項)

- 年**720**時間以内(月平均**60**時間)
- 複数月平均**80**時間以内(休日労働を含む)
「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」
- 月**100**時間未満(休日労働を含む)

- ・ 災害の復旧・復興の事業は、上限規制は適用外。
- ・ 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、
 - 月100時間未満
 - 2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されない。



週休2日への取り組み(統一的な現場閉所)

北陸ブロック発注者協議会

- ◆ 罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働の是正、週休2日の確保を図ることが必要。
- ◆ 発注者・受注者が、**段階的に取り組みを進め、週休2日の導入・普及・定着**を図ることを目標。
 - ・ 発注者: 週休2日工事の試行(経費補正、予算見直し等)、適正な工期設定、ICT技術等の活用推進 等
 - ・ 受注者: 従業員の処遇改善(日給制→月給制)、会社就業規則の改訂、生産性向上の推進 等

□ 建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、また中長期的な担い手の確保のため発注機関が連携し、「**統一的な現場閉所**」※を設定(**段階的に4週8休へ移行**)。

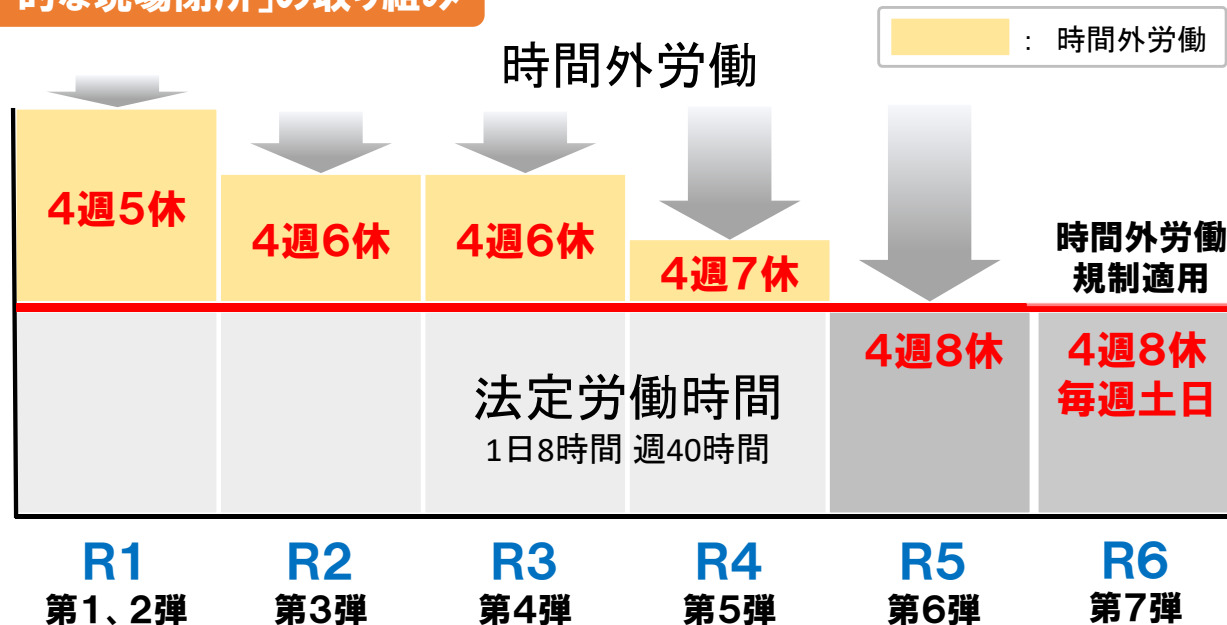
※ 現場ごとに閉所日が異なると、技術者・技能者が閉所日に他の現場に移ってしまうなどの事態も生じかねないことより、発注者で統一した「現場閉所日」を設定。

◆ 統一的な現場閉所

- 第1弾(R1.5:GW10連休)
- 第2弾(R1.9~11:4回の3連休)
- 第3弾(R2年度: **毎月2回**の閉所)
- 第4弾(R3年度: **毎月2回**の閉所)
- 第5弾(R4年度: **毎月3回**の閉所)
- 第6弾(R5年度: **毎月4回**の閉所)
- 第7弾(R6年度: **毎週土日**の閉所)

- ・ 閉所日を年度ごとに段階的に増加。
- ・ 達成率は閉所回数に関わらず増加。
- ・ 週休2日への定着が**徐々に浸透**。

「統一的な現場閉所」の取り組み



週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

◎週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)【実績値と目標値(R6)】(北陸ブロック別・県別)

区分	指標項目	調査対象 機関 ○:対象 -:対象外	実績値(R1) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R2) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R3) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R4) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R5) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R6) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R6) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
全国統一指標	②週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 一:市区町村	北陸ブロック : 0.23 国等 : 0.78 新潟県域 : 0.29 富山県域 : 0.05 石川県域 : 0.09	北陸ブロック : 0.67 国等 : 0.91 新潟県域 : 0.61 富山県域 : 0.26 石川県域 : 0.99	北陸ブロック : 0.81 国等 : 0.99 新潟県域 : 0.80 富山県域 : 0.38 石川県域 : 1.00	北陸ブロック : 0.98 国等 : 1.00 新潟県域 : 0.92 富山県域 : 1.00 石川県域 : 1.00	北陸ブロック:1.00 国等 :1.00 新潟県域:0.97 富山県域:1.00 石川県域:1.00	北陸ブロック: - 国等 : - 新潟県域: - 富山県域: - 石川県域: -	北陸ブロック : 1.00 新潟県域 : 1.00 富山県域 : 1.00 石川県域 : 1.00
地域独自指標	①適切な工期設定※3 (週休2日の 取り組み機関) 取組機関割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック : 0.32 国等 : 0.67 新潟県域 : 0.16 富山県域 : 0.19 石川県域 : 0.10	北陸ブロック : 0.39 国等 : 0.92 新潟県域 : 0.32 富山県域 : 0.19 石川県域 : 0.35	北陸ブロック : 0.46 国等 : 1.00 新潟県域 : 0.42 富山県域 : 0.19 石川県域 : 0.45	北陸ブロック : 0.70 国等 : 1.00 新潟県域 : 0.65 富山県域 : 0.50 石川県域 : 0.75	北陸ブロック : 0.97 国等 : 1.00 新潟県域 : 0.97 富山県域 : 0.94 石川県域 : 1.00	北陸ブロック : 1.00 国等 : 1.00 新潟県域 : 1.00 富山県域 : 1.00 石川県域 : 1.00	北陸ブロック : 1.00 新潟県域 : 1.00 富山県域 : 1.00 石川県域 : 1.00
	①適正な工期設定 (週休2日の 取り組み機関) 発注件数割合	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	- -	- -	- -	- -	北陸ブロック:0.59 国等 :1.00 新潟県域:0.46 富山県域:0.54 石川県域:0.72	北陸ブロック:0.80 国等 :0.99 新潟県域:0.60 富山県域:0.83 石川県域:0.95	北陸ブロック : 1.00 新潟県域 : 1.00 富山県域 : 1.00 石川県域 : 1.00

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)

※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

※3 数値は週休2日工事の実施状況(「a:既に取り組んでいる」、「b:今年度取り組む予定にしている」)の割合)

- ◆ 週休2日対象工事の実施状況
- 取組機関割合は、R6年度上半期で全機関実施(100%)。

□ 発注件数割合(週休2日対象工事件数/全発注工事件数)

北陸全体で R5年度:59% → R6年度:80% へ上昇。

- さらに建設業の「働き方改革」を加速させるための環境整備
- ◆ 新たに達成割合を全国統一指標・地域独自指標に追加し取り組みを推進。

◆ 統一的な現場閉所(令和7年度は、年間を通じて毎週土曜日・日曜日を対象(継続))。

◆ 「週休2日適正工期発注宣言」宣言機関:100%を目標(ロゴマーク、ポスターを使用して、更なる推進、浸透を図る。)

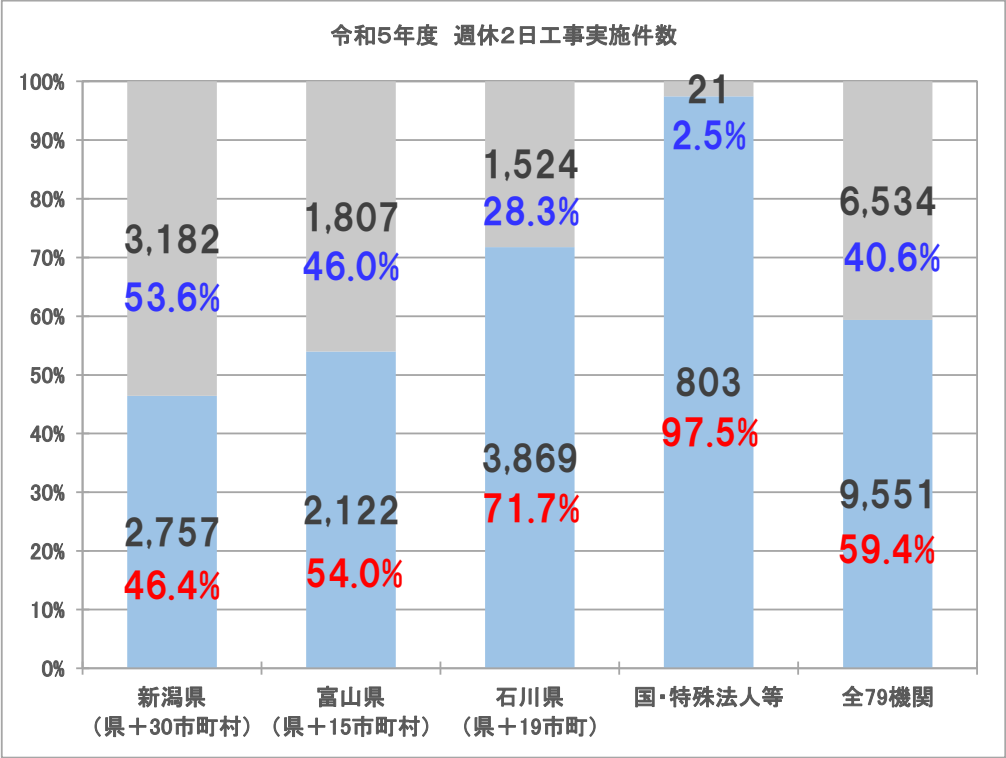
令和6年度週休2日工事の取り組み状況

週休2日対象工事 発注件数割合 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全発注工事件数(公告等)}}$

令和6年度より、地域独自指標に追加
各機関の発注件数割合

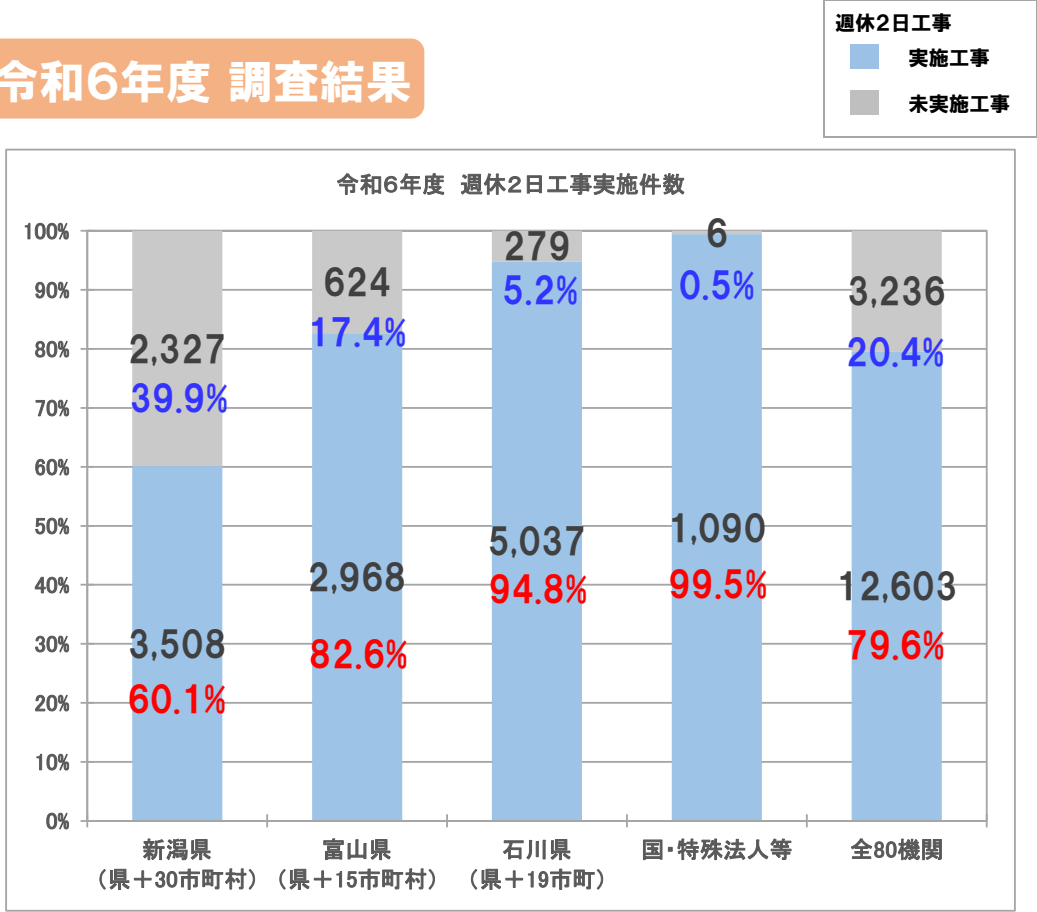
- 週休2日対象工事件数: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
- 対 象 : 対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。
- 対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

令和5年度 調査結果



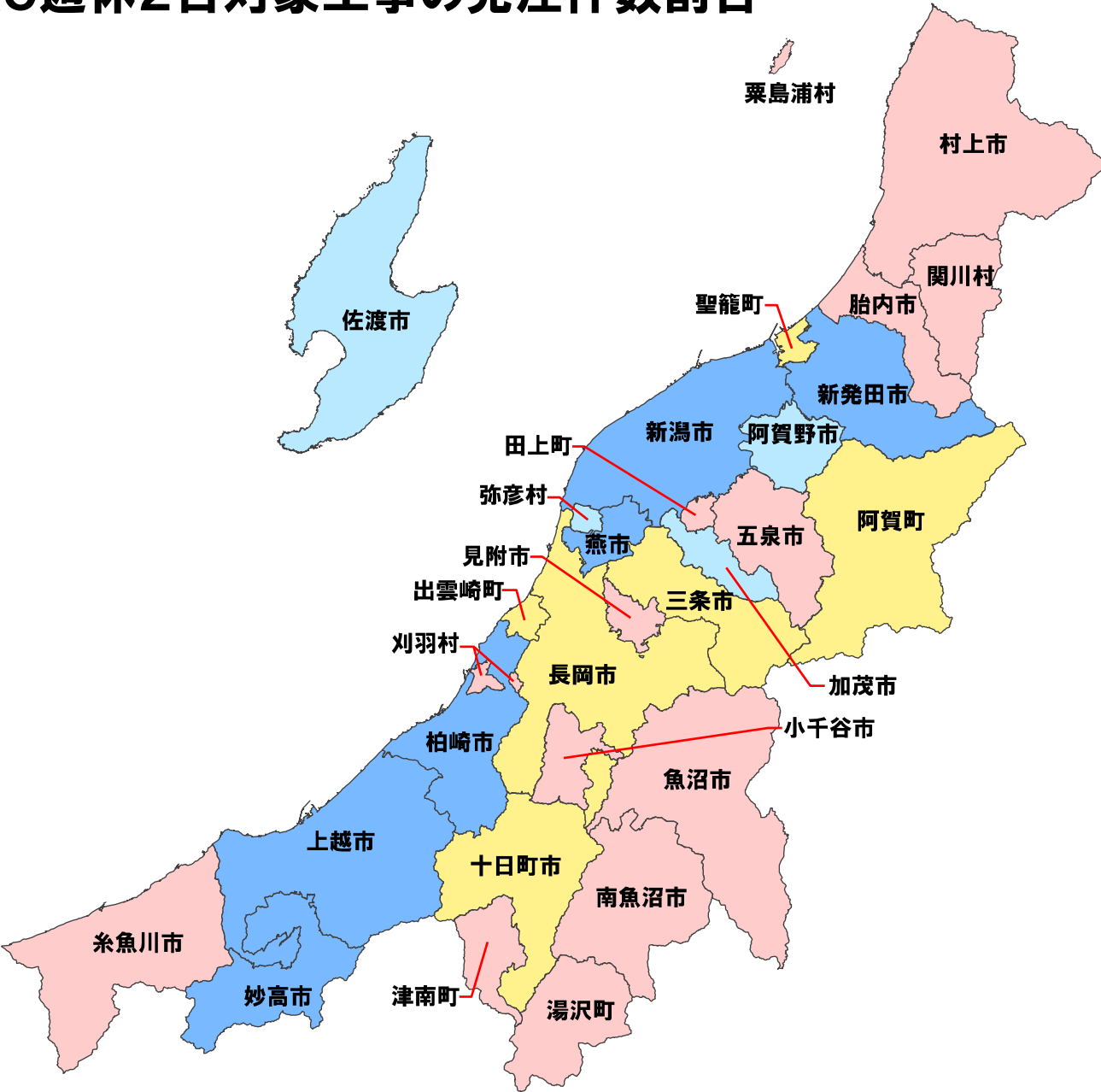
R5実績: 59.4%

令和6年度 調査結果



R6実績: 79.6%

R6週休2日対象工事の発注件数割合

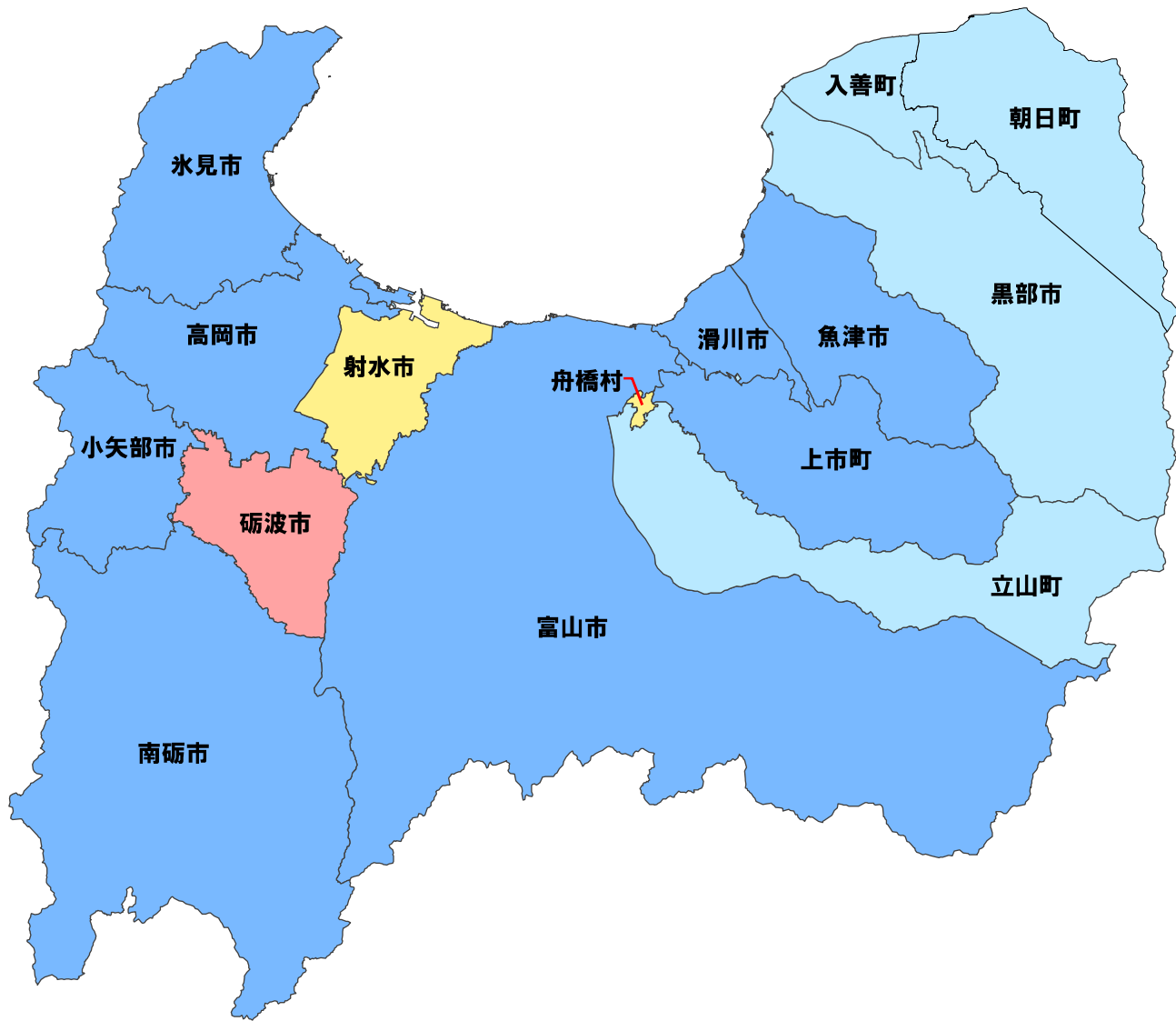


- a : 週休2日対象工事発注件数割合 0.7 以上
- b : 週休2日対象工事発注件数割合 0.5~0.7
- c : 週休2日対象工事発注件数割合 0.3~0.5
- d : 週休2日対象工事発注件数割合 0.3未満
- e : 週休2日対象工事 未実施

機関名	令和6年度実施率（R7.4調査）			
	週休2日対象工事 件数（公告等） （「週休2日の実 施に馴染まない工 事」は対象外）	全発注工事 件数（公告等）	週休2日対象工事 件数（公告等） / 全発注工事 件数（公告等）	実施率 a : 0.7以上 b : 0.5~0.7 c : 0.3~0.5 d : 0.3未満 e : 未実施
新潟県	1,421	1,421	1.000	a
新潟県新潟市	502	534	0.940	a
新潟県長岡市	262	673	0.389	c
新潟県三条市	79	236	0.335	c
新潟県柏崎市	150	180	0.833	a
新潟県新発田市	139	168	0.827	a
新潟県小千谷市	22	115	0.191	d
新潟県加茂市	20	32	0.625	b
新潟県十日町市	54	142	0.380	c
新潟県見附市	38	175	0.217	d
新潟県村上市	28	198	0.141	d
新潟県燕市	121	125	0.968	a
新潟県糸魚川市	5	151	0.033	d
新潟県妙高市	95	125	0.760	a
新潟県五泉市	13	129	0.101	d
新潟県上越市	163	163	1.000	a
新潟県阿賀野市	50	90	0.556	b
新潟県佐渡市	156	291	0.536	b
新潟県魚沼市	44	160	0.275	d
新潟県南魚沼市	30	192	0.156	d
新潟県胎内市	20	80	0.250	d
新潟県北蒲原郡聖籠町	20	51	0.392	c
新潟県西蒲原郡弥彦村	18	26	0.692	b
新潟県南蒲原郡田上町	1	66	0.015	d
新潟県東蒲原郡阿賀町	27	64	0.422	c
新潟県三島郡出雲崎町	14	35	0.400	c
新潟県南魚沼郡湯沢町	8	73	0.110	d
新潟県中魚沼郡津南町	4	36	0.111	d
新潟県刈羽郡刈羽村	0	32	0.000	d
新潟県岩船郡関川村	3	62	0.048	d
新潟県岩船郡粟島浦村	1	10	0.100	d

※ 北陸ブロック発注者協議会調べ(令和6年度実績(R7.4調査))

R6週休2日対象工事の発注件数割合

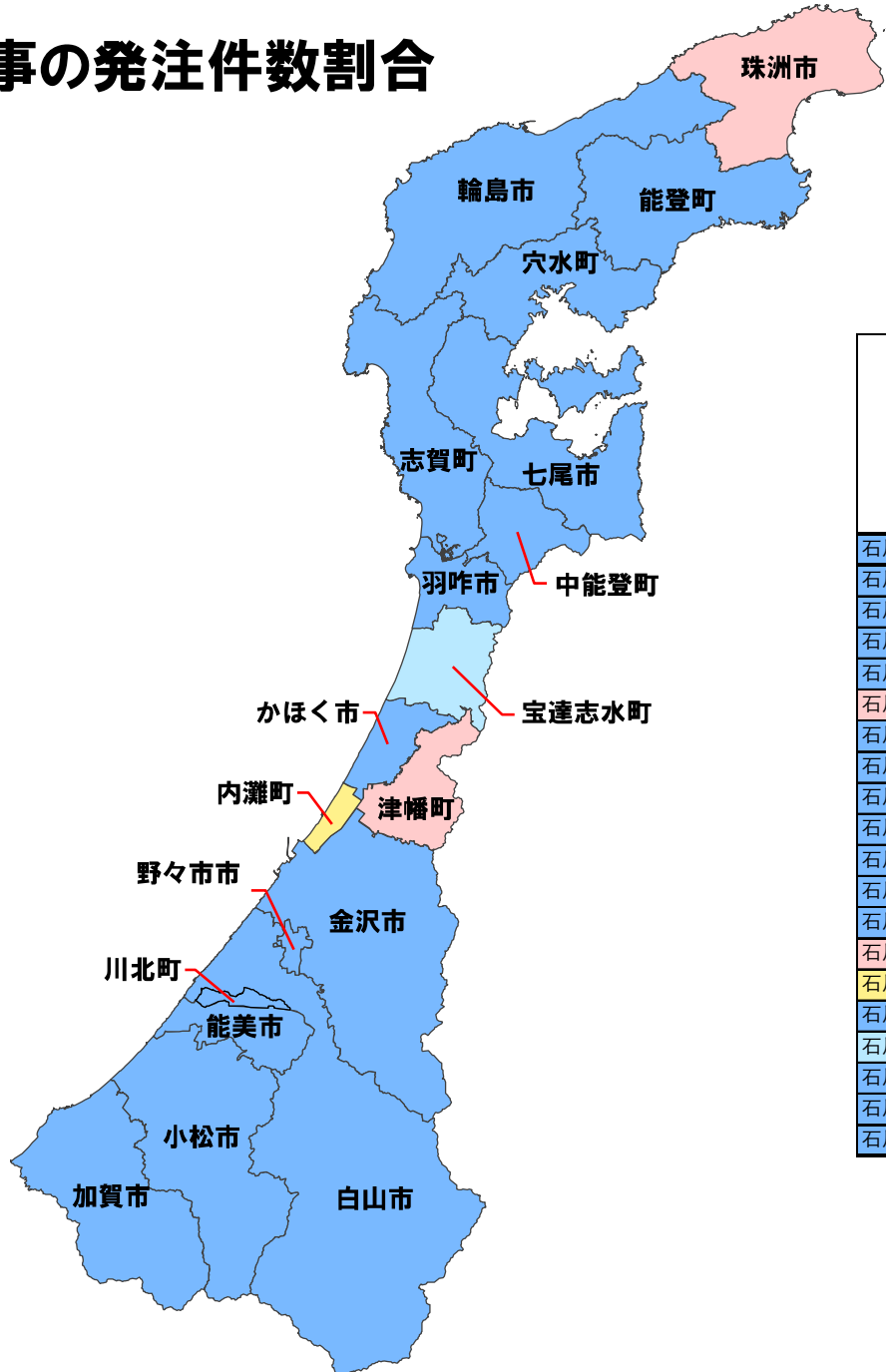


- a : 週休2日対象工事発注件数割合 0.7 以上
- b : 週休2日対象工事発注件数割合 0.5～0.7
- c : 週休2日対象工事発注件数割合 0.3～0.5
- d : 週休2日対象工事発注件数割合 0.3未満
- e : 週休2日対象工事 未実施

機関名	令和6年度実施率（R7.4調査）			
	週休2日対象工事 件数（公告等） （「週休2日の実 施に馴染まない工 事」は対象外）	全発注工事 件数（公告等）	週休2日対象工事 件数（公告等） / 全発注工事 件数（公告等）	実施率 a : 0.7以上 b : 0.5～0.7 c : 0.3～0.5 d : 0.3未満 e : 未実施
富山県	1,546	1,546	1.000	a
富山県富山市	443	537	0.825	a
富山県高岡市	187	214	0.874	a
富山県魚津市	70	84	0.833	a
富山県氷見市	80	80	1.000	a
富山県滑川市	46	59	0.780	a
富山県黒部市	96	156	0.615	b
富山県砺波市	38	210	0.181	d
富山県小矢部市	97	127	0.764	a
富山県南砺市	137	182	0.753	a
富山県射水市	38	111	0.342	c
富山県中新川郡舟橋村	2	6	0.333	c
富山県中新川郡上市町	74	100	0.740	a
富山県中新川郡立山町	65	94	0.691	b
富山県下新川郡入善町	24	41	0.585	b
富山県下新川郡朝日町	25	45	0.556	b

令和6年度週休2日工事の取り組み状況 石川県

R6週休2日対象工事の発注件数割合



- a : 週休2日対象工事発注件数割合 0.7 以上
- b : 週休2日対象工事発注件数割合 0.5～0.7
- c : 週休2日対象工事発注件数割合 0.3～0.5
- d : 週休2日対象工事発注件数割合 0.3未満
- e : 週休2日対象工事 未実施

機関名	令和6年度実施率（R7.4調査）			
	週休2日対象工事 件数（公告等） （「週休2日の実 施に馴染まない工 事」は対象外）	全発注工事 件数（公告等）	週休2日対象工事 件数（公告等） / 全発注工事 件数（公告等）	実施率 a：0.7以上 b：0.5～0.7 c：0.3～0.5 d：0.3未満 e：未実施
石川県	2,390	2,390	1.000	a
石川県金沢市	744	744	1.000	a
石川県七尾市	188	188	1.000	a
石川県小松市	238	238	1.000	a
石川県輪島市	76	78	0.974	a
石川県珠洲市	8	66	0.121	d
石川県加賀市	115	115	1.000	a
石川県羽咋市	120	120	1.000	a
石川県かほく市	95	97	0.979	a
石川県白山市	565	565	1.000	a
石川県能美市	137	153	0.895	a
石川県野々市市	104	104	1.000	a
石川県能美郡川北町	17	17	1.000	a
石川県河北郡津幡町	40	207	0.193	d
石川県河北郡内灘町	13	27	0.481	c
石川県羽咋郡志賀町	53	53	1.000	a
石川県羽咋郡宝達志水町	20	37	0.541	b
石川県鹿島郡中能登町	32	32	1.000	a
石川県鳳珠郡穴水町	33	36	0.917	a
石川県鳳珠郡能登町	49	49	1.000	a

※ 北陸ブロック発注者協議会調べ(令和6年度実績(R7.4調査))

公共工事の発注者・受注者の皆さんへ

北陸建設業界の担い手確保に向け
建設現場の「土日閉所」を推進します
(統一的な現場閉所「第7弾」)

毎週
土曜日・日曜日
「現場閉所の統一日」

新潟県、富山県、石川県内の
公共工事は土日閉所します

※ 現場条件等から土曜日・日曜日の閉所が困難な場合は土日に関わらず「4週8休」を確保。



【北陸ブロック発注者協議会】
北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、
金沢国税局、信越自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局
新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施

既発注工事への周知を含め、令和6年度当初より各機関へ配布

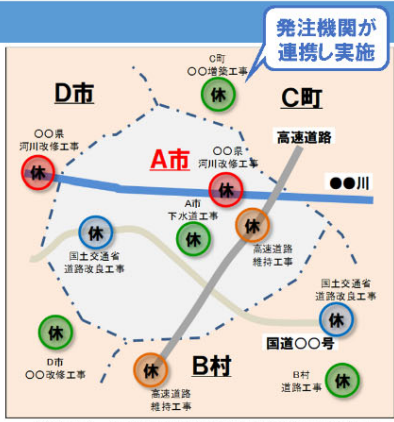
魅力ある建設業に向けて

「適正な工期」による「休日の確保」
に取り組んでいます。

・ 令和6年度より時間外労働規制が適用されます。週休2日等を考慮した工期の設定が必要になります。
また、著しく短い工期は禁止されています。条件明示の上、適正な工期での請負契約の締結が必要です。

統一的な現場閉所とは

- ◆ 令和6年度から建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用。
- ◆ 「4週8休の確保」の推進に向け、管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所の取り組み(各発注機関から施工業者へ提案)。
- ◆ 令和元年度から取り組みを開始。(令和6年度は「第7弾」)
- ◆ 閉所日を年度ごとに段階的に増加。
- ◆ 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- ◆ 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働して工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。



※ 第1弾：2019GW期間に実施(4/27(土)～5/6(月)の10連休)
※ 第2弾：令和元年度に実施(9月・10月・11月 4回の「3連休」)
※ 第3弾：令和2年度に実施(年間を通じて月2回)

※ 第4弾：令和3年度に実施(年間を通じて月2回)
※ 第5弾：令和4年度に実施(年間を通じて月3回)
※ 第6弾：令和5年度に実施(年間を通じて月4回)

「週休2日」の実施例

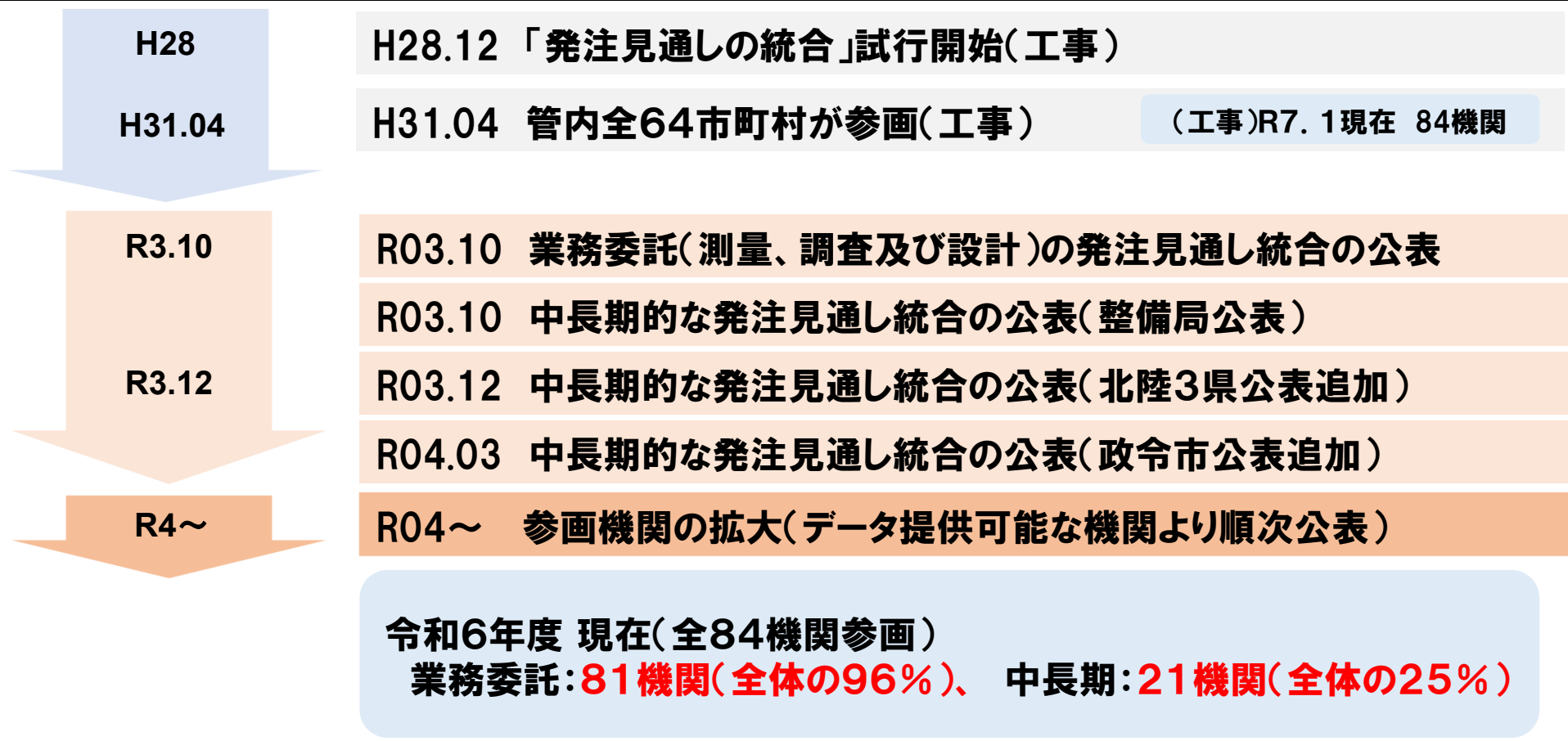
- ◆ 主な工事の週休2日(4週8休)の実施例。
- ◆ 現場条件、工事内容等から「現場閉所」「技術者の土日の休み」等の実施が困難な工事については、「交替制」により実施。

		月	火	水	木	金	土	日
一般的な工事	工事						閉所	閉所
	技術者						休	休
現場制約のある 週休2日 (4週8休)工事	工事				閉所	閉所		
	技術者				休	休		
トンネル工事等 (交替制)	工事							
	技術者A						休	休
	技術者B				休	休		
	技術者C	休	休					
維持工事等 (交替制)	工事							
	技術者A					休	休	
	技術者B	休						休
	技術者C							

庁舎にチラシ・ポスターを掲示し、民間工事への周知を図る

発注見通し統合の活用促進

発注見通し統合の経緯



令和6年度 取組内容

- ◆ 中長期的な発注見通し → 参画機関の拡大(市町村への公表拡大。公表可能な機関から段階的に実施)
- ◆ 業務委託の発注見通し → 参画機関の拡大(公表可能な機関から段階的に実施)
- ◆ 工事及び業務委託 → 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(継続)。
→ 発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)。

令和6年度「発注見通しの公表 統合版」公表スケジュール

令和6年度 発注見通し公表スケジュール

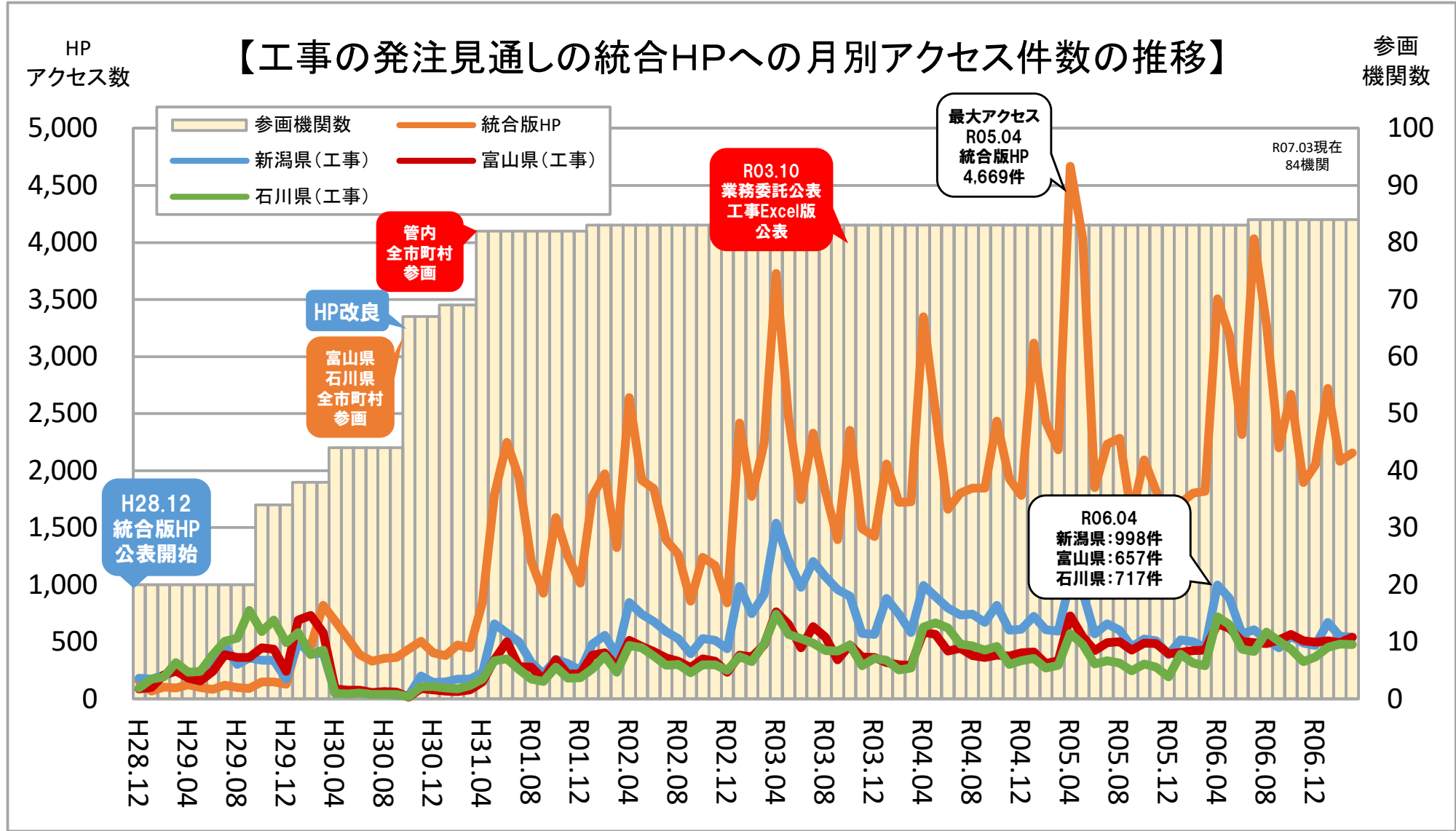
- ◆ **工事、業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し**
更新時期: 1回/四半期(「**公表基準日**」は各月**15日、30日**)
対象機関: 国、県、政令市、市町村
- ◆ **中長期的な発注見通し**
更新時期: 1回/年(**第2四半期**) ※ 第2四半期を基本とするが、各発注機関の公表時期に合わせて更新
新規参画: 統合版公表のタイミング(**四半期毎**)でいつでも参画可能
対象機関: 国、県、政令市、市町村 (データ提供可能な機関より順次公表。)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
工 事	4/16、5/1、5/13	7/16、7/31、8/9	10/15、10/31、11.27	1/15、1/31
業務委託	4/16、5/1、5/13	7/16、7/31、8/9	10/15、10/31、11.27	1/15、1/31
中長期的な見通し	-	7/16、7/31、9/9	10/15、11/27	1/15

統合版HPの利用促進

- ◆ 参画機関の増加(業務委託、中長期)(データ提供可能な機関より順次公表)
 - ・ 参画時期は、統合版公表のタイミング(四半期毎)でいつでも可能
- ◆ 「工事」、「業務委託」の発注見通し統合版(Excel版)の利用促進(継続)

工事の発注見通しの統合HPへの月別アクセス件数の推移(H28.12～)

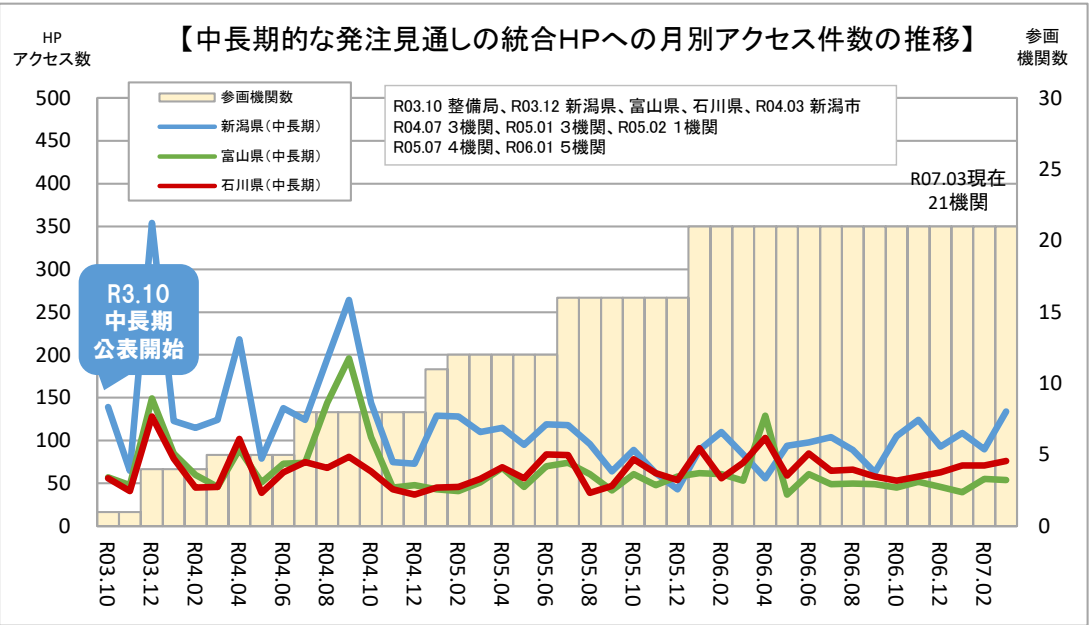
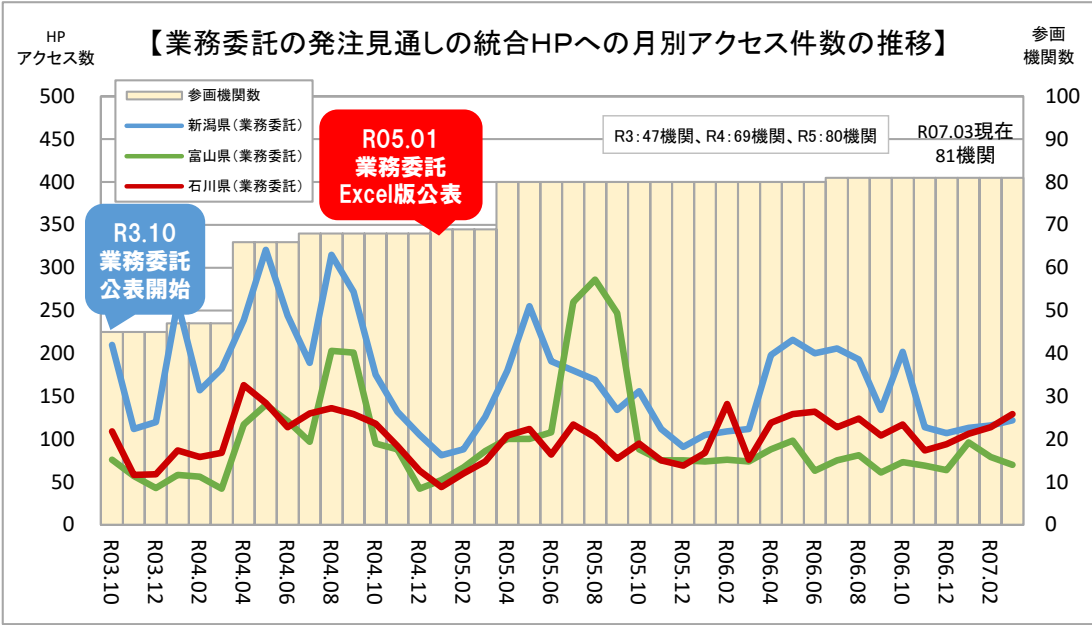


- H28.12 統合版HP公表開始(工事)(国1、県3、市町村16)
- H30.10 富山県、石川県 全市町村参画
- H31.04 管内全市町村参画
- R03.10 業務委託、中長期的な発注見通しの公表開始

※ H28.12～H30.09は各県内における市町村別アクセス数の合計値
※ H30.10～ 各県のページへのアクセス数

- ◆ 参画機関の増加に伴い、アクセス数も増加傾向。
- ◆ 四半期ごとの更新月(4、7、10、1月)にアクセス数が増加。
(令和5年度 第1四半期に最大アクセス数を更新)
- ◆ 更なる認知度の向上を図り、利活用を促進。

業務委託、中長期的な発注見通しの統合HPへの月別アクセス件数の推移(R3.10～)



※ R03.10の件数は、10/15～10/31のデータ。

※ R03.10の件数は、10/15～10/31のデータ。



令和7年度 取組内容(継続)

- ◆ 中長期的な発注見通し → 参画機関の拡大(市町村への公表拡大。公表可能な機関から段階的に実施)
- ◆ 業務委託の発注見通し → 参画機関の拡大(公表可能な機関から段階的に実施)
- ◆ 工事及び業務委託 → 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(継続)。
→ 発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)。